

第二十四回国会
衆議院

文教委員會議録第二十六号

昭和三十一年四月六日(金曜日)
午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 佐藤 次郎君

理事 加藤 精三君 理事 坂田 道太君

理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君

伊東 岩男君 杉浦 武雄君

千葉 三郎君 塚原 俊郎君

並木 芳雄君 野依 秀市君

山口 好一君 山本 勝市君

河野 正君 木下 哲君

小牧 次生君 高津 正道君

野原 覺君 平田 ヒデ君

前田 榮之助君 小林 信一君

出席國務大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員 文部大臣 野木 新一君

検事(法制局長) 九見 毅君

人事院事務官(管理局長) 竹尾 式君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

委員外の出席者 文部事務官(大臣官房総務参事官) 斎藤 正君

専門員 石井 勲君

四月六日

委員久野忠治君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として山本勝市君及び前田榮之助君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

第一類第六号 文教委員會議録第二十六号 昭和三十一年四月六日

る法律案(内閣提出第一〇五号)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

この際申し上げます。来たる四月九日の公聴会に公述人として出頭方を連絡いたしておりました大野元美君が都合により出頭いたしかねるとのことでございます。つきましては、その補欠として東大教授田中二郎君を公述人といたすことに委員長及び理事において協議決定いたしましたので御了承願います。

○佐藤委員長 それでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし審査を進めます。前会に引き続き質疑を行います。質疑を許します。辻原弘市君。○辻原委員 従来非常に論議されてきた問題となっておりまして教育委員会法が今国会に提案されたのでありますが、出ました法律案を見ますと、少くとも私たちが、また一般の人たちが考へておいた教育委員会法の改正ではなかったということに、まずわれわれは驚いたのであります。段々の当委員会における論議によりまして、さらに問題はさう明らかとなったのであ

りますが、私はこの際さうした委員会法が制定せられて以来の経過をたどりつつ、大臣に御所見と本法案の提出せられた真意をお伺いいたして参りたいと思つてあります。

総括して申し上げますと、今度の法案がこのような形で提出されたのであろうかという点を私ははなはだ疑問にいたしております。このような法律がどんないきさつで本国会に提出されたのか、この理由というものがどうも納得がいきませんし、おそらく今の法案に対する各界の世論が高まってきたところから、世論も何かがゆえにかようなものを提出しなければならなかったか、こういう理由についての説明が少くとも大臣の提案理由あるいは本委員会における大臣の答弁からでは、これらの世論を今日納得せしめていないと思つてあります。

そこで私はその点をまず大臣にお伺いいたしたいのであります。すなわち今まで教育委員会法の改正というものが、法律制度が施行されて以来、しばしば行われましてけれども、今回の法律は今までの改正とは違つて、これは新しい地方教育行政の組織というものを、従来とは異なつた観点で作上げるというものが真意であらうと思つし、また法律の構成からしても、そういう形にでき上つておると思つてあります。この点大臣はいかに考へになつておられますか。まずそれからお伺いいたしたいと思つてあります。○清瀬國務大臣 地方教育行政の中心

をなすものは、辻原君御研究の通り教育委員会でございます。この教育委員会はそもそも初めて設けられて以来、非常に世間の注意を引いたものでございまして、一方ではこれはなくともよからうという議論まで出ました。われわれ政治に携わつておる者は、どうしたら国のために最善であらうかということ、年中胸裏を離れられない重要な問題でございました。それでわが党が結党いたしました十一月中旬以来、ずっと研究をいたして、国のためにはこの案が一番いいという結論に到達して、今回提案いたしました次第でございます。

○辻原委員 私が伺ひしておりますのは、さういつた経過よりは、むしろこの法律は従来の教育委員会法との関連において、その組織形態を改正しようという形で出されたものではなくして、理念的に全く異なつた地方教育行政の組織というものを立法化した、こういう趣旨のもとに作られていたのではないか、この点をお伺いいたしていただいております。今までの単なる改正ということではなしに、新しいというよりも――新しいことが必ずしも是ではございません。新しいという表現がこの場合私は的確でないと思つ。今までは異なつた形における地方教育行政の組織というものを制度として採用しよう、こういう趣旨のもとに立法化せられていたのではないか、この点をお伺いいたしていただいております。○清瀬國務大臣 一般の地方公共団体

の行政、すなわち知事と県議員、市町村長と市町村議会、この系統による一般の地方行政のほかに、日本では新しい例であります。が、執行機関で、しかも合議制によるところの教育委員会を設けて、これに教育の実務を託するということ、これが教育委員会制度の根幹でございます。趣意においては少しも変わりません。ただ委員選定の方法は従前は直接選挙によりましたが、それでは場合によれば教育の中立性を危なくすることも生じ得ると思ひまして、今回は民主主義を尊重しつつ、すなわち公選された人によつてさらに選定するといふ組織で、一党一派には偏しないようにメンバーの所属制限をする。かくのごとく選定の方法は、中立ということに限中においてさらに慎重にいたしたいけれども、教育委員会そのもののアイデアはちつとも変わりません。元より進歩した方法であると思つてこの案を採用したのであります。

○辻原委員 従来の教育委員会法とその原理は全く同じである。これを改善するためにむしろ進歩的な法案であると理解をして提出されたという、まことにおりづばなお答へてございまして、私は理念的問題はさておきまして、きわめて常識的にこれは一つ大臣にもお伺いをいたしたのであります。それが今までの改正された法律は、すべてこれ教育委員会法の一部改正として取り上げられていたものであります。さういふ趣旨のもとにそれ

それ国会におきましても議論を重ね、これを通達せしめてきていたものであります。今回の法案を見れば、その表題にも明らかなごとく、いわゆる教育委員会法という表現がこの法律の命題には採用いたしてありません。しかも附則におきましては、教育委員会法の廃止をうたつておるのであります。もし法律というもので、その精神を継承し、生かしていこうとするならば、私は、そのうちの部分的問題をとらえてこれを改善しようという場合は、従来の法律の改正案でもって事足りるではないか、こう思うのでありますけれども、事實はそうではございませんので、この点一つ平易に御説明を願つておきたいと思つております。

○清瀬國務大臣 制度、法律を改正する場合に、条文を抜いて、必要な項を改めるといふ改正の方法もあります。また今回の場合のように、いっす全体を書き直すという二つの方法があるのでございます。私もまだ省へは出しません。私一人の考えで、もとの法律に挿入、削除をして、私の事務所のスタッフを使つて一ぺんやってみたことがあるのです。そうすると非常に煩雑になりますので、いっす全部を書き直した方が、これからこの案を使われる人に御便宜だと思つて、全部書き直す方法を採用して、文部当局で編さんし、法制局と相談をして、このようにしたのであります。それは改正案を作るときに便宜の問題であります。全部書き直したために委員会がみな迷ったということじゃないのです。一条々改める方法もできたのです、やろうと思えば、しかし非常にきつこはんにになりますので、こう

やつたのです。

○辻原委員 常識的に平易にと私が申し上げましたので、まことに常識的な御答弁をいただきました。しかし大臣の御答弁よりも、今おっしゃられた言葉の中に、問うに落ちず語るに落ちるという言葉があります。あなたの事務所で一応そういう形で検討されたところの結果は非常に煩雑な法律になる、こういうお話です。そのことは何を物語るかといふと、いわゆる部分的改正といふことではなくして、その改正が教育委員会の各部門にわたるきわめて広範囲な、根幹に及ぶ立法措置であつたといふことを物語るに違ひないと思つております。その事實は大臣はお認めになりますか。いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 今申しますように、選挙の方法をやめます。選挙の方法をとれば、別に公職選挙法があるので、それによつたら、これはもう要らないのです。今度はそれをやめまして、町村で町村会の同意を得て町村長がやる、しかもその任命には制限をつけるというので、選任の方は相当違つております。そのほかのものも、多数の個条にわたることは事実であります。けれども有形的に多数の個条にわたるということ、実際の変更がどの程度であるかといふことは、これは辻原さん別のことであります。たつた一個条直しても、大きな点をごとと直せば、これは非常な大変です。小さいところを直しても、それが末節のことだつたら、大きな変更じゃないのです。これは私は小さい改正だとは申しませんが、相当大きな改正でございます。けれども、教育委員会というものを

作つて、町村の一般行政と分けて、教育を中立に保ちつやつていくこの大精神は、同じことなんです。さう御了承願ひたいのです。

○辻原委員 小さい部分を改正しても、法律の立法上広がつておること、私は、私も承知をいたしております。しかし今回の場合にはその例ではないといふこと、これは今大臣も最後に御答弁になられたと思つて、なぜ私がやうなことを申し上げるかといふと、すると、これは少くとも最初に申しましたように、実はだれもがこの法律を見て、その改正といふよりも、広範囲にわたつた新しい制度だといふことに驚いたのであります。というのは、二十三年に委員会ができて以来、當時から問題になつておつた最も大きな部分といふのは、地方教育委員会の制度をどうするかといふことであつたのだらうと思つて、このことが絶えずこの委員会制度の運用に當つて将来改善を要すべき点だといふことで、各界が指摘をいたしまして、それぞれいろいろな多岐にわたる意見によつて、この地方教育委員会の育成強化ないしは改善といふ問題に對して、確たる意見が出ておらなかったと私は承知をいたしておるのであります。過ぐる昭和二十七年には、法律が当該年度より施行すべきことを命じておりましたので、當時の文部省が、大臣も御承知だろうと思つて、やほりもう一カ年延長して、慎重にこの制度については取り扱ふべきである、こういう見解のもとに、選挙を一カ年延期するといふ所要の法案を提出したのであります。これが當時国会に出ますと、それぞ

れ非常な論議が巻き起されて、當時の自由党は、衆議院においてはこの原案に反対をいたしたのであります。参議院に回つて論議の最中に解散という事態があつて、地方教育委員会というものが生れた。こういう経過をたどつてきておられるので、制度ができたから、この地方教育委員会も検討いたしました。また当時の政府与党におきましても検討をされたと思ふのであります。なおそれでも確定的な方針といふものが打ち出されなかつたのであります。これが最も大きな部分として、教育委員会制度の中で改善を要すべき点として残つておつたこと、私は率直に認めなければならぬと思つて、これはだれが考えましても、その通りだと思つておられるに違ひないと思つておられます。ところが翻つて、では一体その他の部分にこれと相四敵するやうな意見が、世論の中にも、また関係者の間にも、また政府部の内にも起つておつたかといふと、私はそうではないと思つておられるのであります。でありますから、そうした経過をたどつて参りますれば、こゝでも改正を要すべき点として指摘をされるならば、少くともこの点に集約せられて、そうしてすでに地方教育委員会が設置せられておるのでありますから、この設置せられておる現状にかんがみ、関係者の異常な努力によりまして、少くとも困難ではないかと思つたこの制度が、漸次その体を改めまして、非常に大きな役割を果してきている、こういう現状から、どのようにこの制度の運用を伸ばしていくかといふことに真剣な検討をやつて、さうして解決をせらるるならば、少くとも

私は教育委員会の制度といふものは、これで一応日本の戦後やつて参りました教育の方向に、大体の大きなままとりをつけることができたのではないかと、今日かように私は考えておるのであります。しかし出ました法案は、従来もろん一部には意見がありましたが、大部分の世論とはなつておらなかった選挙方式の問題、あるいは中央、地方との関係、あるいは教育委員会の所管事務、こういつた点に全く抜本的な手を加えておるといふことは、一体どのような世論に今日の文部大臣が耳を傾けられておりましたのかといふ点にはなほ私は疑問を抱くのであります。その点私の申し上げたことは十分おわかりをいただけるだらうと思つておられます。率直に大臣の御所見を承つておきたいと思つておられます。

○清瀬國務大臣 今辻原さん御指摘の通り、教育委員会、わけけても地方教育委員会は、採用の初めからや偶然のこと採用されております。昭和二十七年、吉田内閣當時です。あの當時は私の属しておつた党派とあなたの党派とはやや氣脈を通じておつたのです。私は幹事長で、あなたの方は野澤君でした。これらについてどうしようかといふことは、まだ機が熟しておりませんが、前の国会で一カ年延期といふので、そこへ向いておる最中に、吉田内閣が解散を断行したために、偶然地方教育委員会が成立せざるを得ぬやうになつたのです。成立の初めからさういふふうによく機を熟さないでこれが出ておりましたから、自來政府の解散によつてもう一年延ばしてもよかつたか、これを否決してもよかつたか、まだそれらを十分にしないでできたも

のでありますから、それ以来私どもの党派としてはこの問題をどうしようかと良心的に調べておったのです。国民に對しても實めがござります。たびたび申し上げましたが、かつて中央教育審議会にも一度諮問されております。これは大達君のときでござります。それから地方制度調査会にも諮問され、それから教育委員会制度協議会というものでも協議されておりますし、少しさかのぼりますけれども、法令審議会、リッジウェイ將軍が、占領中にこしらえたものでも、遠慮なく改正すべきものは相談せしめようことでございましたもので、やはり選挙制度はやめて三人の委員制度にせいなというところもござります。それからわれわれの方は二百数十名の代議士を持つておりますが、これみな選挙区の意見を聞いてのことでございます。これらの人の御意見もやはり世論を反映してある民主主義的の考察と私は思ひます。十分検討に検討を加えてこの案が最善である。一番最後にはこれは多数決で党内でやつたのじゃありません。非常に調べた結果、お互いにこれがかかるうといつて一致したものでござります。それゆゑに私自身がアービトラリーに、勝手にこういふ案を審いて出したということではござりませんので、御了承願ひます。

○辻原委員 今の大臣のお話も、私が申しました二十七年に解散という成り行きによつて生まれた地方教育委員会の制度、これをどういふふうによつて運営できたりするかどうかという点に對する検討が行われておつたという御説明にすぎないと思ひます。そのことは私も承知をいたしております。たし

か当時あなたが所屬せられておつた改進黨でありますか、たしか改進黨と名乗つた当時だと思ひますが、その当時の方針を見ましても、やはりこれは改進黨のために検討しなければならぬ、こういうような御意見であつたと思ひます。その後の、いつてありましたか、私はさだかに記憶はいたしておりませんが、たしか十五国会当時であつたかと思ひますが、その年のあな

た方の党大会においても、根本方針として地方教育委員会は廃止をするという、そういう旗じるしを掲げられておりました。ところが、ここでお伺ひたいのは、私はそのことは確かに問題になり、ここにもたくさんいらつしやいます。が、当時の文教委員の方々を中心とせられて、そうした改進黨の御方針は絶対に容認ができません。いうことで、地方教育委員会の育成強化という方針で、全く対立した意見でおつたということ、これをまた私は存じておるのであります。ところがそのいずれもの意見を見ましても、選挙の制度に對してかくかくの不道正があるから、この点に對しては改正を行ななければならぬといふような、党の方針をお出しになつておつたという事実はなかつたと思ひます。であります。ないしは文部大臣と教育委員会との権限を強化いたしまして、地方教育委員会の権限をある程度制約して、指揮監督権といふものを何らかの形で強化していこうといふような方針も出されておりました。私はその記憶しておるものであります。が、當時を振り返られると、幸い大臣が幹事長でござりましたので、万事御承知のはずだと思ひます

が、いかがでございましたか。
○清瀬國務大臣 先刻もお答えしました通り、この問題は昭和二十七年、今日まで五年かかっております。それからいろいろなききあげました委員会の意見もござります。そのほかに個人的に發表された意見、陳情、申し入れ等は、續んで山をなすといつたら大き過ぎますが、たゞさんの意見が出ております。みなこれ日本の教育をよくしようといふ趣意から出ているものばかりであります。だれ一人教育を悪しかれと折る者はありません。これらいろいろの検討いたしまして、ついに今日の案を最善なりと信じて政府は提出するに至りました。

○辻原委員 五年たちましたので、いろいろその間に改善を要する具体的事実が現れたり、ないしは陳情その他の關係が多かつたので、これが最善だといふふうに出て提案されたということでありまして、一応御答弁は筋が通つていふと思ひます。そこで私は本問題につきましては、やはり一つ政務次官にもその点に對する御見解を承わつておきたいと思ひます。であります。と申しますのは、今大臣も申されましたように、二十七年以来、この問題に對する當時のわれわれを含めて各政党が相當具體的な方針を出しておつたのであります。その具體的な方針というのは、今日政府が提案されましても、私の見た目では必ずしも關係がありとは言えないのであります。たとえて申し上げますと十五国会におきましては、當時の改進黨とわれわれ當時の兩派社会党が互に相談をいたしまして、當時の岡野文相はあくまでも不測の事態によつてこれが生まれた

制度であるけれども、生まれた以上これは強化育成をしなければならぬといふ見解のもとに、地方教育委員会というものを強化していくという方針を強く出されたのであります。その背景には、少くとも与黨であつた自由党の中央の大多數の御意見というものが、この地方教育委員会の制度というものがそのものの形において、現実に住民が直接に参加するといふ機会を与え、地方公共団体の最も先端である町村にゆだねることが、日本の民主化への最大の良策である、こういうような御見解のもとに、その岡野文相を支持せられておつた私は考へております。ところが私が私どもが、あなたの改進黨と相談いたしましたときには、その政府の考へ方必ずしも是ならず、幾多これには欠陥がある。そういうことを指摘いたしまして、やはり無理のない教育行政——無理のない地方行政といふものを教育行政との関連の上において行すべきではなからうか、こういう見解のもとに、いわゆる地方教育委員会がすべての弱小町村に至るまで必置の形をとるといふことは良策ではないといひ、従つてあくまでも地方住民の意思によつて行つたといふことは、當時の自由党さんが主張されておりました点と、われわれも全く同感でござりましたので、その住民の意思をそんたくした上で、住民の意思によつて設置するも廃止するもまた存置するも、これはすべてそれにゆだねようではないかといひ、任意設置の教育委員会法の改正案を提出いたしましたのであります。しかし私どもがあなたの方と提携をして提出いたしました法律も、當時の自由党さんが、そういうことではいけないの

だ、あくまでも地方分権の趣旨に徹底すべきである、だからそのことはまことに時宜に適した次善の方策であるかのごとく見えるけれども、これはしかし教育の將來のことを考へた場合には、とるべき策ではないといふ形で反對をされておつたのであります。われわれは小さな弱小町村に至るまで置いて置いた場合には、實際上はまことに取り扱いにくい問題が出てくるのであつた。しかし理念的に多少そういうことはあろうとも、やはり住民が直接に参加するといふ機会を与えるこの市町村教育委員会の制度というものは、將來の教育に對して大きな利益をもたらすのだという主張には、私どももその底を流れる考へ方には共鳴する点があつたのでござります。従いまして、今回出されました法律は、少くともそういう経過を順々とたどつて参りますと、あるいは大臣の所屬されておりました改進黨の方は、そのときには氣づかなかつた、その後には氣づいたのだからといふことで、重要な部分である公選の問題なり、あるいは大臣権限の強化の問題に触れたといふことで、筋が通るかも知れませんが、この自由党の方針を貫いてこられた竹尾政務次官は、今日その点に對してどういふような説明を、前後の脈絡において与えようと思はれておられるのか。これは私は個人的にはまことに竹尾さんには申し上げたくない言葉でありますけれども、しかしながら制度というものはやはり前後の脈絡と、また大臣が、少くともこれは今までの制度の上に立つ

年くらい待てども何ら行政上差しつかえないんじゃないか。しかし一たび無理に作ってしまったと、これはこの間清瀨大臣が妙な例にたとえられておりましたので、私も例にならないして申し上げますと、かりに不測の子でありまして、一たび世に出てきますとそれをむげに扱うことはできないのであります。一たび世に出ますと、何とかしてこれをりっぱに育てていきたいというのはお互い個人にとつても人間的であります。ましてや国が一つの制度を作り上げる——それがどういう形にしているでございしょうとも、一たん作つたならば容易にそれをどうこうするということとはできない。それに幾多の關係が生まれて參るのであります。だから生む前にもう一ぺん立ちどまって、情にほだされるか血氣にはやるかは知りませんけれども、それは一つ思いとどまって、もう一ぺんよく考えてみて、將來をおももばかった立場において検討するのが至当ではないかというのが當時私どもの主張であつたわけであります。何もむげに地教委を頭から反對をするとか、またそれが全然必要がないとか、こういうことではなしに、いわゆる地教委というのはそのまゝの形で作られるならば、やはり人事の問題等に於いても問題が出てきまするし、

五

りましようが、あめした教育プロバの仕事を完全に遂行せしめるためには、今のような方法によって変えていくのが一番よろしい、こういう信念のもとにこの法案を提案した次第でございます。

○辻原委員 私を受け取る範囲では竹尾さんが最初に強調されましたように、信念は変っていないという御答へは、竹尾さんの率直な気持を表明せられたものとして、私の個人的な胸にはよく響くのであります。しかしこけ

公開の席上でございますので、そろした個人的なそんなくは抜きにいたしまして、一つ正しく見解を承わっていただきたいと思うのであります。が、当時信念としてお考えになっておった教育委員会制度の妙味というものを、どう考えておられたのだという質問には、

的確な御答弁がないのであります。いましてこれはあとで御答えを願ひたいと思ひますが、今財政、人事それから公選といったようなことは、やはり市町村に二つの行政機関があるのだから、行政運用をマツチするために、その部分についてはこういうふうにしたもののだという御解明で、これは大臣がしばしば提案理由以来ずっと言われておることであつて、まことに言ひ古さを感じた言葉でありまして、何ら私のお聞きしたい琴線には触れて参らないのでもあります。そこで突つ込んでお伺いをいたしますが、現行のまま地教委が設置された場合には、人事運用というものがどういうふうになるかということも何ら考えないで竹尾さんはそのことも強行されたのか、また公選ということはいかにも不安だけれども、まあやつてみたなら何とかなるだろう、こういう

はやはり教育上も好ましくない。そう
やった方がより地方自治体全体の運用
としていい、これが自治体側の御意見
ならわかります。しかし竹尾さんが、
少くとも文部政務次官でいらっしやる
し、教育には一大見識を持って、おられ
る、そのお方が、財政というものも、
送付権などのいわゆる二本立をなくし
た方が教育によりいいのだというお考
えに立たれているということは、はな
はだ解せないであります。そこで私
はその点はあとで一つ伺いをいたし

はその点はあとで一つお伺いをいたしますが、これは自治体側の御意見じやなしに、教育そのものの、教育財政確立という方途の上において、これを一元化するの方がよりいいという実証を一つあとで示していただきたいと思います。

それに先んじて先ほどから坂田君もやいやい言っておりますので、ここで申し上げておきたいと思いますが、当時私たちはこの地教委の存置に対してこれを十分検討しなければならぬ。そして現在の教育委員会の制度の中

に、人事権の問題等、相当重要な部分の運用の欠陥が生れるということにおいて、その存置をわれわれが肯定をいたさなかつた。先ほども坂田君も鬼の首でも取つたように、近ごろ存置になつたことはおかしいじゃないか、

こういうことでやじられておるのでありますが、一つここで竹尾さんも、当時の自由党の諸君もよく頭を冷やして聞いていただきたいと思うのであります。少くとも當時議論されておりましたのは、いわゆる民主化の方向へ、よ

くあなた方が主張された教育分権ないしは教育の中立性、こういう点からその基本として公選の方式をとられ、

また委員会それ自体として独立した行政機関、地方の教育に対してはこれが最高の責任機関であるという立場における教育委員会制度を前提にして、われわれはこれを検討したものであります。その場合に、民主的な民意を反映するという方法は、よし人事権が市町村に置かれなくても、その公選される委員に付託された住民の意思によって、その教育というものは民主的に運営せられるという基本的な原理が貫かれておいたのであります。ところが今日、従ってそうした原理を左右することなしに、根本精神をゆがめることなしに、最もこの制度が住民に親しまれ、またあらゆる方面から支持せられ、また教育を慎重にしていくなための最善の制度としてやっていくためにはどうするかという観点において、部分的な改善を加える必要があるというのが、これが始終變らないわれわれの意見であつたわけなのです。ところがこのたびの法案は、われわれ率直に懇話的に言つと、あなた方の御意見、政府の御説明はいかようであろうとも、否定できないことは、やはり従来の教育委員会の制度というものの根本理念、根本精神、こういうものとはほど遠い形において生まれてきている。そのことが公選の否定であり、あるいはそれ自体最高の責任者であつた教育委員会というものが、必ずしもそうではない。文部大臣の権限によつてその教育内容を左右される余地を残しておるというこの改正、あるいは教育財政という見地から考へた場合の二本立の問題、これが廃止されてきておる。こういふ根本の原理を曲げる重大改正が行われてきた、これが一番重要な問題であり

ます。従つてこの際地方教育委員会というものをそういう前提の上に、さらにこれをなくしてしまふということになつたら、一体どういふことになりまふか。民主的な組織、民主的な一つの教育行政というものが否定されて、なおかつその形すらこれを没してしまふ。地方教育委員会というものの形すら没してしまふということになれば、全くわが国の地方行政の上において、かりに都道府県の教育委員会というものが残りましようとも、ほんとうに小さい姿、小さい存在となつてしまふおそれがある。だからわれわれの立場は、まず原則的な教育委員会制度というものを残すというその立場を堅持すること、これが正しいという意味において、その前提がかり得られて、初めて部分的な現行の教育委員会制度の欠陥というものを、各界を網羅して、そして世論に徴して、具体的に検討して改善すべきであるという、こういう主張であります。従つて今あなたが言われるように、にわかには立場を變革して地教委の存置をわれわれが主張してゐるのではありません。少くとも現行制度を守ることが、これが前提である。あなた方は前提を離れて、全く教育委員会制度というものの根本をなくして、その上に地教委というものの論議をしておるから、さような論議にはわれわれはあずかれないということに申し上げておる。今はこの委員会制度というものを、より堅実なより健全な形として、その根本の精神を残すというの、これが正しい行き方であるといふのが、われわれの終始變つてない考え方なのであります。

○竹尾政府委員 辻原さんのお言葉の通り、より堅実な、より健全な教育委員会の制度を残したい、こういう強い熱望のもとにこの法案を提出したのでございまして、大臣が先般どの委員会でございましてか、地教委は絶対に廃止をいたしません、こう申し上げておるのでございまして、その通りでございまして、ただいろいろ三年半の経験、体験に照らしまして、直すべき点は直さなければならぬということが、財政権の問題とか、選挙とか、人事権というようなものに具体化して参つたのでございまして。なぜ文部省の立場にありながら自治庁のような考え方をすゝめるのか、こういうようなお言葉でございしましたが、これは私も、辻原さん御同様に、文部省のため、自治庁のためにはわれわれが政治をやつておるのではございせん、国全体の文教というものを考える上におきまして、やはり財政権というものは市町村に移した方がよろしい、こういう結論に到達した次第であります。さらに人事権につきましてはただいま申し上げた通りでありまして、より堅実に、より健全に地方教育委員会というものを存置するため、私もはこの法案のいいところをとつて皆様にこの通過をお願いしておるような次第であります。

○辻原委員 より健全に、より明快にというお話、そういう地方全体あるいは国全体という考え方であることは、もちろんこれはだれも否定するものではないのであります。その国の行政、国の教育をより高く高めていくという中に、その中に最も教育の立場というものが極限まで高められていくという制度がどういふものであるかという点において、先ほど申し上げたようなこの二本立の精神というものが組み入れられておつたのであります。あなたの論議は、今おっしゃられたのは、これはかつてしばしばあなたが委員長をやられておりました当時、非常な熱意をもつて通された例の現行義務教育費半額国庫負担法の審議の当時も、自治庁側が文部委員会に出で繰り返した主張なのであります。しかしそのことを私は否定するものではございせん。逆論から言へば、そのことがより教育財政を確立し、教育行政の立場というものを堅持していくものであるかどうかということに多大の疑いを持つというところであります。竹尾さんが絞切り型に、それで非常にけつこうなんだとおっしゃられてしまえばそれまでであります、私は、竹尾さんの御真意というものは必ずしもそうではないと思つて、今日全国の教育者あるいは教育関係者が考へておることは、あなた御承知のように、国の財政も窮屈である、地方財政も窮屈である、しかしその窮屈のしわ寄せが教育に及んだら大へんなんだということ、比較的に弱い立場に放置されるこの教育財政というものを、何とかかためていきたい、というのが切なる要望で、そのために教育委員会の財政権というものを強く主張してきたのがわれわれの立場であり、また国民もそれを否定しないで今日まできたと思つております。そのことを今あなたは割り切られて、一元的な運用というところで、いわゆる教育財政の立場の主張というものは引つ込めて決して差しかえないんだ、こういふふうにとりかへるには聞えるのであります、割り切られてしまったのかどうか、もう一度お伺いをしておき

ます。

○竹尾政府委員 ただいま御指摘のように、国の教育財政という大きな立場におきましては、これは私もしばしば申し上げる機会がございましたが、やはり文部省が中心になりました。国の教育財政をつかさどらなければならぬ。これこそその意味におきます教育に對するサービスである、こういう工合に考へておりますし、また辻原さんもそうお考えだと思つてます。

そこで義務教育費半額国庫負担というような法律を——これも非常に御協力をお願いして法律でございまして、今になつて参ります、私どもは非常な思いを持って参ります。しかしこの教育財政費自体が地方に分散されて参ります、市町村の教育財政の面において、ただいま申し上げました通り二つの行政機関が相剋摩擦を来した参りますし、また財政全体を地域的につかさどらしめるものは市町村の方がよろしいのだ、こういうような考え方においては、地域的な教育財政の面におきましては今のような改正を加えたのであると考えますが、私はおっしゃられる通り割り切つて申し上げておるのではありません、悪い直すべき政治の面が出て参りましたときには、はばかりとそこなくこれを改正して参るといふことにはやぶさかではございせん。ですから非常にいい制度であるといふことについては、これはちよつとさうであるとは申し上げかねるのでございまして、悪い点が生まれてきたらこれをお互いに直して参るといふことが、完全に政治をしくゆえんである、こう

「明解」と呼ぶ者あり

については再検討を加えられるのが良識ある政党のとるべき態度ではないか

○竹尾政府委員 地教委設置の際に予

私はあなたの真意であろうと伺ったわけです。だから申し上げた。そういう

のか、こういう意味のことを申し上げ

ぬような欠陥が、この昭和二十三年に
強硬にあれを設置したときには全然私

が生まれたんだ、だから私もそれに賛

でくつつけたらしいのかに苦しんでお
るわけなんです。びったり継ぎ目がわ

も、どう縫いでみても、竹の折ったの

を開きます。

質疑を続行いたします。関連して高

津正道君。

○高津委員 竹尾政務次官に対し辻原委員との質疑応答に關して、私から質問いたします。政務次官はたゞいま自分は教育委員会育成強化の主張を少しも変えてゐるのではない、主張を変えたのはむしろ社会党の文教委員諸君であらう、すなわち社会党は初め市町村教育委員会の実施に對して反對をされ、今はその擁護に回つておるのではない、變つておるのは社会党であらう、こういうような御意見でございまして、大体そういう意味であつたと私は理解しておりますが、市町村教育委員会を置くに際しては十分考へるべきで、そんなに急いで置まつてはいかない、十分考へなければならぬといふ、それに私は反對をした。しかしやしくも設置された以上は、三年半ぐらいの経験でそれを圧殺するような、ほとんど骨抜きにしてしまふような、そういうことをやるのはいかぬと今われわれが主張してゐるのであります、それはたゞとていへば、そう子供を産んではいけないといふと云つておつても、生まれた以上は、器量が悪いからといつてそれをいじめるのも悪い、乳を与えないのも悪い、育てるのがいい、われわれの方は実に自然な考へ方で進んでゐるのであります。これに對してあなた方は用意もないのに産んで、その産んだものを育てないで、今になってあまり乳を与えない、そして教育委員会の場合大事なのは、辻原委員が強く主張いたしましたように、教育予算の裏づけである財政権ということが非常に大事なのであります、それがそれをもいでしまつて、乳を与えないといふか、どういふ意味にな

りますか知らぬが、生まれた子供を育てないで、生まれた子供に對して親の財産をちつとも渡さず、職業教育もせず、生むときだけ一生懸命になつて、生まれた後はまるでいじめるような態度で、あなたの方こそ意見が變つたのであり、われわれの方は事態に應じて正しい歩み方をしておる。たゞの方ではよくおわかりになると思ひます。勝手に生んでおいて、生んだあと子供をそまつにする。われわれの方は、生むときは非常に慎重であつて、生まれて以上はそれを大事に育てていこう、こういうのでありますから、無理は竹尾政務次官の方にありますように考へるのであります。御意見を承りたいと存じます。

○竹尾政府委員 ただいま高津委員のお尋ねの言葉に、地方教育委員会の性格を變えたのは社会党であつて、自由党ではないんだ、こういうようなお言葉でございしますが、私午前の委員会におきまして、社会党が意見を述べたといふような表現は一つもいたしておりません。これは私もその政見もそうであると同じように、高津さんの方の政見も自然な考へ方によりまして、その自然に應じて乳を与える、こういうようなことでもございしますが、私どもといひまして、まさにその通りでございまして、そのときその情勢に應じて、變るべきところはやはり變えなくちやならぬ、こういう考へ方が午前中に御答弁申し上げましたところでございまして、

○佐藤委員 閣下連して小牧次生君。○小牧委員 先ほどの辻原委員の質問に高津委員の質問に關連してお尋ねいたしますが、もしこの法案を実施して、悪いところがあればまた考へてみる、こういうような政務次官の御答弁もあつたように聞いておるのであります。私もそれは、実施してみても悪いところがあればというよりも、すでに明らかに後退するであらうという予測のもとにいろいろ質問もし、また法案に反對の考へ方を持っておるわけでありましたが、とにかく教育内容、そういう問題は一応抜きにいたしまして、一番大きな問題として考へられるのは、何といつてもやはり裏づけをなす教育財政、教育予算の問題であらうかと考へます。この点もいろいろ質問が

あつたのでございしますが、今でさえも原案送付権があつても、行政の首長に對しては非常に劣勢に立つておる教育委員会が、この法案が通りますと、さきに通過しております地方財政再建促進特別措置法、こういったものと相待ちまして、おそらく府県や市町村の教育予算といふものは、行政の首長の圧力のもとに、その予算額は明らかに減少していくであらうと私は断言してはばからないのであります。また國の予算が大蔵省に對してどのような努力をなさるか分かりませんが、これは縮小させられていくのではなからうかといふことを非常に憂えておる一人でありまして、國の予算はとにかくとしまして、問題の地方公共団体の教育に関する予算が、次第に年々減額させられていかざるを得ない。もしそうなりますと、六三制の育成その他広範な裏づけを必要とする教育行政の推進といふものを、大きく阻止させられる、かように私は考へるのでございしますが、竹尾政務次官は、絶対にそういうことはない、この法案が実施されても、将来そのような事態は決して起らないといふ確信をお持ちでございしますか、はつきり御答弁をお願いしたいと思ひます。

○竹尾政府委員 絶対にあるかないか、こういうようなお問いでございしますが、これは文教関係のみならず、諸般の關係におきまして、絶対にそういうことはないんだといふような確信はできないと思つております。ただ一般的に見まして、これは抽象的なお答でございしますが、実施してみても、あればという表現は、そういうものが

実際にあるかどうかといふことを予想して申し上げてゐるのではないのでございまして、ただいまの現状におきましては、そういうことはおそらくないであらう、こういう場合に私どもは考へております。

それから國の文教予算は、御承知のように給与の面その他におきましては、半額が國庫負担になつておるのでございしますから、そういう点とはにかはつきりしておるので、それを地方に流す場合に、地教委との関連におきましていろいろ問題が起つて参つております。私どもはこの法案にも掲げております通りやはり相談するのでございします。これは決して市町村が独断でやるといふ意味ではないのでございまして、これは御承知の通りでございします。そこで相談してやるのでございまして、そういうことは絶対にないのだとは申し上げ兼ねますけれども、できただけそういうことのないように努力をいたしまして、ますますこの程度でやつた方が従来よりはよろしいであらうといふ考へのもとにこういう法案を提案した次第でございします。

○小牧委員 絶対にないとは断言できないといふようなお話しもございましたが、先ほど来申し上げます通り、いろいろこの問題について知事なり市町村長が賛成し、これを実施してもらいたく、こういうことは、何といつても教育を含めての一般行政また財政、あらゆる面に向つてこれを掌握しようといふ氣勢に基いておるものと私は考へるのでございしますが、そういうしますと、町村長あるいは知事が新しい教育委員に諮問いたしますけれども、意見は聞きますけれども、最後は任命権者でこ

さいますから、教育委員に對してははるかに優位に立つておる。最後の決定権を持つという立場を持つておる以上は、行政の首長の意思というものが決定していくことに相なるわけでございますので、従来の私の地方公共団体に於ける経験から見ても、必ず予算は後退せざるを得ない、これは火を見るよりも明らかであると思つております。しかし事務次官はそのようなことは断言はできないと言ふ。これはお互いに水かけ論になるかも知れません、が、かりに私の申し上げるような事態が地方公共団体の側に出て参りました、教育行政の推進が停滞するといふような場合には、事務次官はどのような態度をおとりになるつもりでございますか、もう一度伺ひしておきたいと思ひます。

○竹尾政府委員 この制度を新しく実施いたしますと、必ず予算の後退になるという御意見のようでございまして、再三申し上げます通り、その大ワタは固でございまして、それをいかに地方に流していくかというところに予算関係の面におきまして問題があるのでございます。これは御承知の通りでございます。そこで知事や市町村長の任命によると、自分の都合のいい委員ばかりを任命するといふような御心配でございまして、これは小牧さんもみずから御経験のように、知事が自民党の委員だけを任命するといふようなことも絶対にあり得ないし、また社会党の委員ばかりを任命するといふことも実際問題といたしましてはおそらくあり得ないことでございます。そこにもちやうど調和を保つた委員会というものが任命制によつて

も構成ができるというふうに考えておるのでございます。そこでそういうことになりますればやはり話し合いによるのでございまして、こういう憂うべき事態が起つた場合にはどうするかというお尋ねでございますが、そういう場合は起つても、とにかく予算の面については団体長と相談をするのだ、前もって話し合いをするといふような法案になつておりますので、そういう点はできるだけ円満に解決ができるであらう、こういう工合に私は考えております。

○佐藤委員長 前田榮之助君。

○前田(榮)委員 久方ぶりに文教委員に舞ひ戻りました、ともどもに文教委員をいたしておつた親しみのある竹尾事務次官に午前中の質疑の状態をお聞きいたしました、私は非常に不可解に感じた点がありますので、その点お尋ね申し上げてみたいと思ふのであります。このことは竹尾君が竹尾議員としてやられたといふことを質問するのではない。一議員が一年、二年のうちに多少考え方を變えたからといつて問題ではないと思ひます。辻原君に一種の反響を加えたといふような格好でおられますが、私はそういうことでなしに、今の鳩山内閣の性格についてお尋ねを申し上げるのであります。鳩山内閣の性格といふものは、前の大連氏が文部大臣になつた時代に、教育委員会制度を考えられた当時と變つておらない考え方だと思ふのです。町村教育委員会を存置すると強く主張された当時の文部大臣大連氏と、今日の鳩山内閣の教育委員会制度を存置する、町村の教育委員会を存置するといふ考え方には、これは全く一致いたしておると思ふのであります。その点は變つておらないのであります。その点が本質的に内容が變つておるといふ点が私は問題だと思ふのであります。すなわち公選制度を廃止して指名制度にするとか、任命制度にするとかいふことになりまして、この教育委員会の問題というものは全く變質いたしておるのであります。ただ午前中答弁されたのは一竹尾議員としてでなしに、やはり政府を代表しての答弁だと私は思ふ。そういたしますと、前の大連文部大臣は、私の記憶するところによりまして、当時文教委員会の専門調査員であつた横田君を、顧問したといふことはないと聞かれますが、横田君は盛んに全国の町村や各府県の教育委員会へ出向いて、専門調査員がなすべき仕事でない、なすのが逸脱した行為であるのにもかかわらず、それをあえて、町村教育委員会存置といふことを教育委員の大会やそのほかで盛んに述べてきた、それを支持されたのが当時の文部大臣であり、當時の自由党のいわゆる文教関係の委員諸君である、これが鳩山内閣の教育の主流をなしておる、こういたしますと、おそろく当時単なる町村長を集めての大会ではなかつたのであつて、公選制に生命を持つておるところの教育委員のやつたことは、この公選制を維持し、公選制による教育委員会制度の発展を目標として、またそれを考えながらやられたことなんです。それが變質されておるところに、午前中の辻原君の質問の要點があつた。それは言葉の上ではどう感ぜられましたが知りませんが、私の聞いた午前中の話はその点なのであります。ただ教育委員会を存置するといふことは變つておらぬ、

だからおれは變つておらぬ。それはそうなんです。たとえ植物と動物とは變つておるじやないかと聞かれて、いや變つておらぬ、それはどちらも生物だ、こう言ふのと同じことなんです、そんなことで国会議員をごまかそうといふようなことはなさる方がいいと思ふ。その点は意見は變りました、今の日本の国民の民度はまだ幼稚であつて、一般公選によつて国民から選ばれた者に教育をまかすに足らずと考えるようになったからだとなぜ言ひなさるのか。私はそう思ひますといふことを率直に言われることが、今の鳩山内閣の教育制度に対する観点をはっきり示すことではないかと思ふ。この点に對するところの御答弁をお願いしたい。

○竹尾政府委員 この点につきましては、むしろ私よりか、大臣に御答弁願つた方がよろしいかと存じますが、私にお尋ねになつた部分だけ申し上げますと、狭くなるかもしれませんが、私が答えてもよろしい程度の御答弁を申し上げたいと思ひます。今、前田委員の強く主張されているところは、全体を含めて教育委員会は公選制を任命制に切りかえたといふところが本質的な變り方である、こういうような御議論でございまして、私も前から考えますと、要はいかにしてよりつぱな、より民主的な教育委員を選出するかといふことでございまして、それが選挙制によるのがよろしいか、あるいは任命制によるのがよろしいかといふところに、問題の本質があらうかと存じます。そういうことになると、これは大臣もしばしば御答弁なされましたが、現状におきましては、二つの政党が相

当政治的に對立をするのであらうといふ見通し等々を考えてみますと、少くとも教育の面におきましては、選挙で出てきた議員の同意によつて、選挙で出てきた団体の長が任命するといふことが一番時宜に適し、これこそ教育を民主化するベストの一番最良とは申し上げませんが、よりよい方法である、こういう工合に考えて、ただいまのような法案を提出した次第でございます。あとの鳩山内閣の文教政策云々といふことにつきましては、大臣からお答え申し上げた方がよろしいと思ひますので、御遠慮申し上げます。

○前田(榮)委員 私はここで議論をしようとは思つておらない。教育委員会のよりよい発展によつて、日本の教育を發展さそうといふ御意見は、どうばうにも三分の理屈があるように、だれもが言ふことです。教育委員会制度を廃止するといふことをかりに言つた人があるなら、その人も教育をよくするために今の委員会をなくする方がよいといふなる場合でも言ふのであつて、そういうことをあなたに聞かうとしたしておるのではないのであります。すなわちよりよい教育を行うために行われるといふことではなしに、教育委員会制度に對する方針が變つたじやないかという午前中の質問に對して、變つておらないと繰り返して繰り返しておつしやるから、それは變つておるのだ、私は大連文部大臣当時の教育委員会制度を存置するといふ考え方と、今日の清瀬文部大臣になつてからの教育委員会制度を存置するといふ考え方とは本質的に變つておるのだ、こういう点について變つておらぬと言われるから、變つておるじやないかと思つておるのです。それが

どっちがいいか悪いかということとは別の機会に議論するのであつて、それは聞いておるのじゃない。變つておることは聞かないのであつて、大達文部大臣當時は、ただ単に町村に教育委員会制度というものを置きさすればよいというのでなしに、その當時の考え方は依然として公選制の今日の現状を——それは内容について教育長をどうするとかいろいろのことの点はその中に含まれてはおりませんけれども、その當時の大達文部大臣の進められた町村教育委員会制度というものは、公選制によるいわゆる全国の教育委員会の諸君を使つてやるのだという考え方であつたことは間違いない、それを今度變えておらぬのかと言つと、それは變えておらぬのだと言われから、私は本質的な質問は別の機会にするが、午前中の関連質問として、それはわれわれ文教委員をめぐらうに考へて言われることじゃないかと私は聞いておるのです。もう少し率直にありのままに御答弁をなさつた方がよいと思ふ。私はその点を要求するのである。

○竹尾政府委員 こういう表現を用いるとおしかりになるかもしれないが、私、言葉が足りないのをごさいますから、あらかじめおしかりにならぬように一つお願い申し上げます。物事にはどういふことでも本質と現象というものがございまして、これは社会党の皆さんが特に日ごろ述べられておることをごさいます、現象形態というやうな面におきましては、なるほど選挙の公選制を任命制に變えるとか、予算のやり繰りの方法を変えるとかあるいは人事権を持つていくとかいろいろありますけれども、しかし教育委員会それ自体の本質というものは大達元文相のときと一つも變つておらぬと私は思つております。ただその時々刻々の情勢に応じて直すべきものは直していくということが私どもの考え方でございます。現象形態だけは變りましておられない。本質は變つておらぬ、こういうことだと私は考へております。

○野原委員 関連ですから、簡単に質問したいと思ひます。今竹尾政務次官の御答弁の中にもございしましたが、なおまた文部大臣が、今日まで私どもの質疑に對して一貫して答えてきた非常に重要な内容をもつた答弁事項があるわけでありまして、申し上げますと、こういうこととです。教育委員会の公選を廢止して任命制にしたのは、今日の二大政党のもとは、公選では公正なる人物を出すことができない、これが一貫した大臣の答弁であり、ただいまも前田委員の質問に對して、政務次官が重ねてそのようなことを申されておるのであります。これは政府の見解であるろうと思ふ。そこでお尋ねをいたしますが、今日の国民は、それでは教育委員について公正なる人物を出す能力がないという意味でございすか。公選にしたならば、公正なる教育委員を選び出すことはできないのだから任命制でなければ、公正なる人物は出せないのだ、こうおっしゃるならば、今日の日本国民というものは、教育委員の公選をやつた場合に、公正なる人物を出す能力がない、一体こういう確信をもつて、そのようなことをおっしゃつておられるのかどうか、承りたい。

○清瀬國務大臣 私はいまだかつて、直接公選によれば公正なる人物を出すこととあつたと言つたことはございせん。一べんもそう言つたことはございせん。ただ私の言つたことは、政党的意識が国民全体に広がつてくる情勢にあるから、選挙の結果は、あるいは五人を一党に独占したり、あるいは三人以上、過半数が一党に固まることがあり得る。各政党のおの立場から見れば、公正な人物でございす。しかしながら、政党組織でやる場合には、一つの政党に力が寄り過ぎることがあり得る。それが一党に偏せざるというものが中立の意味でございす。中立的な意味でございすというので、いまだかつて公選では悪い人が出るのだという言つたことがございせん。

○野原委員 よう考へてあなたも御答弁なさつて下さらないと困るので、ただいまあなた自身がお認めになつておる。公選をやると、特定の党派で固まる。教育委員会の構成が特定の党派で構成され、党派的に片寄つた人で構成されるおそれがある。これまではお認めになりますか。一問一答でいきましよう。

○清瀬國務大臣 私は党派に屬しておる人を不正な人とは観念しておりません。私も党派に屬してあります。あなたも屬しておられます。しかしながら、人のおの見るところがあります。公選によれば一つの党派に偏重するおそれがあるのです。五人ぐらゐは同じ党派ばかりになることがあつたのです。四人固まることもあります。そういうことがあり得るから、そこで二人だけは同党派でないが、三人以上は同党派にならぬように構成をする、こういうことを言うのであります。私は党派に屬しておる人が公正な人とは思つておりません。私は自由民主党に屬してありますけれども、自分では公正にやつておるつもりです。あなたは社会党に屬しておられるけれども、これも公正なお方でございす。むろん所屬は違ひますから、そこで政治上の意見もおのずから違ひことがあるのです。そのことと、選挙自身が公正な人を選ばないということとは、区別ができさうなものだと思ひます。

○野原委員 とんでもない詭弁です。それじゃお尋ねしますが、教育委員会が公選によつて、特定の党派に片寄つた人ばかりが選出されたということがあつたと仮定いたしました。そういうこともあり得るわけですか。そこでそういう場合に、なせ悪いのか。国民が公選したのである。一つの党派に屬する人々だけが選出される、あなたの言ひ通り、そういう場合があつたとしても、なせ悪いのですか。あなたはその悪いと評しておる。悪い理由をお聞かせ願ひたい。私はわからぬのだ。

○清瀬國務大臣 教育基本法にも、学校の教育は特定の政党を支持したり、または反對するために、政治教育をしなからぬといふことがございす。また義務教育諸学校における政治的中立を保つ法律も、また学校教育法も、日本の教育の中立性を保つたものでは、教育委員会の中立性を保つたものでは、教育委員会が一党独占ではおもしろくない。つまり私は考へておるのです。公正のつもりでありまして、人はその立場によつてやはり自分の所屬党派に意識的に支配されるものでございす。教育委員会の委員が全部私どもの黨員であつたら、あなたの方兒童の父兄も不快に感ずると思ひます。また私の孫も学校に行つておりますが、その教育委員会がことごとく社会党に占められると、やはり心配が起る。だから両方とも寄つて仲よくやつて下さるというならば、安心して子供を学校にやる、こういう意味なんです。

○野原委員 教育基本法をあなたは明示しなつて御答弁になりましたが、結局こういうことなんです。一つの党派に偏重したらなせ悪いのかという質問に對して、それはやはり困る、それは教育基本法にも特定の党派に屬してはいかぬ、教育の中立という点から考へても問題がある、こういうことから見ると、一つの党派に偏重いたしますと、事学校教育行政に關しては公正を害するといふことになるのでしよう。どういふことなんでしょうか。私はそういう意味で公正なる人物といふことをさしたのである。あなたはそれはとも、教育委員会が一方の特定の党派に片寄つたら、学校教育としてもどうしてもそれは公正を欠くおそれがある、こうあなたはたゞだいまおっしゃつたところを見ると、やはり公選というものは、事学校教育行政に關しては、結果的に公正な人物といふことに關して問題が出てくる。公正なる教育委員会という全体が一つの意思決定をするわけですから、個人を私はさしておるのではない。その教育委員会という構成は公正なことになるのじゃないですか。どうですか、御所見を承りたい。

○清瀬國務大臣 あなたのお問いを十分に私は了解する能力がないのを悲しみますが、党派に属しておられるということは、その人が公正でないという意味ではございせん。公正な人を選びますけれども、一つの党派の党員が多過ぎては中立性を害するということを書いておるのであります。ルーズヴェルトもアメリカの公正な人です。しかしあれはデモクラットです。アイゼンハワーも公正な人です。インテグリティを疑われたことはありません。しかし共和党の人です。党派に所属するということは、党派という文字も悪いですが、初めから偏向したというふうにお考えになると間違ひであります。正直に私は自由民主主義をいいと考えております。あなたは社会主義をいいと考えておられる。これはあなたも公正な方です。しかしその人の人物が公正であるか否かということ、政党内に所属しておられることとは区別して考え得られることと思いますが、これはどうでございましょう。

○野原委員 地方住民が選ぶのですよ。私は党派に所属したということとで、その人の人物が公正かどうかを問題にするものじゃありません。党派に所属しておいても、公正なる人物は公正なる人物なんです。それは大臣のおっしゃる通りなんです。だから公選をしたらどうか。党派に属しておいてもその人物の公正は疑うことができないのだから、公選をした方がいいじゃないか。つまり間接的な任命制なんかをとること自体、それはその地方住民の意思とはそぐわない、その首長の恣意的なものによって教育委員会が構成されるおそれが多分にあるのです。

私は関連ですからこの辺でおきますが、とにかく選挙というものを根本からもう一ぺん考え直して、出直してきていただかなければならぬと思うのです。あなたの方の考えを押し詰めていけば、国会議員だって地方議員だって、ある特定の者の任命にしたらいい。はつきり言つて……憲法を改正して天皇陛下が、自由党と社会党の二大政党になったから、党員の数のバランスでも考えて任命するお考えですか。そういうことを考えているのじゃないですか。そのところはよく一つお考えになつて——私どもはなおこれは今後の質疑で問題にいたしますから、お考えになられんことを要望して、私は関連ですから、一応質問を終わります。

○辻原委員 午前中の私の質問に若干の問題が發展をいたしました。関連で時局がおくれましたので、引き続きまして、政務次官に対する具体的な問題はあと回しにして、私が最初に質問いたしました問題について、本論に戻して、大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

最初に私が申し上げた問題は、今度の法律案は、政府の説明によりますると、また大臣の御答弁によつて伺いますと、従来の教育委員会の根本精神というものを継承いたしまして、その上に新しい、何といひますか進歩的な要素を取り入れたものであつて、何ら本質的に変らないものである、こういう意味でありましたが、私はこの法案を讀んで、その中ににじみ出ているこの新しい行政組織の法律の考え方というものは、何ら従来の委員会制度と本質的なつながりを見出すことができなかった、その点はいかがでござい

ますかということをお伺いいたしておいたのであります。

そこで少しく突っ込んでお伺いしたいのであります。今申しましたように、露骨に申しますと、先ほどあなたが御答弁になられましたように、いろいろ一部改正という形で検討を進めましたが、その検討の過程で非常に膨大になりましたので、これに別個の命題をつけて提出したのであつて、法律が大部になつたからというので、決して中身が變つたものではございせんかという意味の強弁がありました。ところがそれはなかなかそのまま受け取りがたいのであります。だんだんと申していけますけれども、先ほど前田さんが非常に適切な表現をとられておりまして、私もその例にならぬように、最初に私が申し上げたいことを申し上げておきたいと思ひます。

それは、竹尾さんもまた文部大臣も、中身は變らぬのだ、中身は全然變つていないのだ、見かけはあるいは變つていくかも知れぬけれども……、こういう全く普通の常識人が認識する逆の御説明があつたのであります。私たちとしては、中身が變つてい

るじゃないか、あるいはへいくらいは残つていくかも知れぬけれども、全く人が住めるような状態でなくなつてしまつた、こういうことを申しておるのであります。よその家にものを差し上げる場合に、ふろしきに重箱を包んで中にどっさりおもちを入れて差し上げた。ところがいたずら小僧がおもちを食つてしまつて、その中に石を投げ込んでおいた。見かけはその通りでありますけれども、中身が全く違ふのであ

ります。中身の価値はもうおもちと石では、食ふということにおいては、片一方は一〇〇といたしますと、片一方はゼロであります。何にも価値がないのであります。この法案と現行の教育委員会制度との関係を、例をとつて申し上げてみますと、私はそのようなものではないか、こういう意味合いのことを言つておるのであります。その証拠が、まず大部の新しい地方教育の行政立法として命題を變えて出されたこのことが、幾ら御説明になつても、うとも雄弁に物語つておるのではございせんかということをお申し上げておるのであります。重ねてその点について大臣のもう少しわかりやすい御説明をいたしたいと思います。

○清瀬國務大臣 ものの本質と属性というふうに分けて分けますが、地方公共団体で町村長のほかに、主たる行政機関のほかに、また別に執行機関たる複数の独立した執行機関を設けて、その権限内には町村長の支配を受けず独立して教育を指導し、管理するということが、教育委員会の本質でございまして、その任命の方法が直接選挙であらうと、それから間接に選任から出た人が選定することであらうと、これはいわば属性に属することとでございまして、その証拠には、英米で同じく教育委員会と称して同じことをやつておるのに、直接選挙を用いるシステムと、またほかから任命されるシステムとは二つ並立しておりまして、しかもこれも教育委員会、スクール・ボードとか、エデュケーション・ボードとか、同じくいわれておるのであります。すなわち属性に属するところは違ひません。あなたのおっしゃる重箱とぶ

ろしきは違ひますけれども、中身のばたもちは同じことなんです。(名答)と呼ぶ者あり)

○辻原委員 名答じゃなしに、私の言葉を適にひっくり返しただけであります。違ふのであります。もう少し申し上げますと、今の大臣の御議論をもつていたしますと、例を公選にあげられまして、独任制でない首長のほかに教育に対してのみ権限を持つ教育委員会というものを作つて、それでやるんだから同じではないかと、こういうのです。しかし物事の本質というものはそういうところはないということ、大臣の御良識において私はおわかりただけだつたらうと思ふ。たとえば、またおそろくそうではないという力説があるかも知れませんが、公選を任命に變えられたからといって、何ら本質は變らないんだというお話がありましたから申し上げますが、では巷間よく問題にされておる、たとえば知事あるいは市町村長、知事が一番手つとり早いと思ひますが、知事の公選を廃止して任命にする、権限は變りませぬね。同じように地方行政を担当する権限は變りませぬ。しかしそれを公選を廃して官選にした場合でも、それは属性ですか。本質的には變りませぬか。變らないということならば、それでけっこうです。變りませぬか。

○清瀬國務大臣 そのあなたの例はただいまでは適切じゃないのです。というのは、わが国の憲法で、公共団体の長は直接公選にしろという憲法九十三条があるのです。これを例にとつてやれば、マッカーサー元帥がインシアチプをとられた憲法に違反することにな

るのです。ですからはなはだ適切ではございません。ほかの例をもって一つ御質問願いたいのです。(「名答弁」と呼ぶ者あり)

○辻原委員 いやいや、名答弁どころか、私はもの考え方を申し上げておる。あなた方は今憲法を改正されようとしておる。特に清瀬さんは、今はやめられましたけれども、憲法改正の担当大臣でもあられた。ですから私は今形式的に憲法に抵触するとか、そういうことでお答えを求めているのじゃないのです。ものの考え方として——この委員会の公選の問題だつて憲法に抵触しないとはいえない、そういう状況にある。だから憲法に抵触するしないの問題はさておいて、ものの考え方としてどうですか。これは大先輩であります清瀬大臣から御指導を仰ぎたい。委員会の場合、公選ということを断して本質的には何ら変らないのだ、そういう公選禁止などということは、むしろ本質ではなくして、それは論理の属性に属する、言いかえてみればさまたな問題なんです。何にも変りませんよ。ふろしきと重箱が変ったくらいのことだ、こうあなたはおっしゃる。そうすると他にも、憲法には公選による知事ないしは市町村長、さらにその他公選による云々とありますから、公選というものは憲法の精神から考えますと、これを改めるといふことはすべて憲法の精神に違反するといふ考え方も出てくるのですけれども、あなたはそれを固執と、教育委員の場合にはかまわない、知事の場合には明確に差しつかえるのだ、こういうような解釈をとっておられますが、それは後日また論争の問題にいたします。ただ私が申

上げた、憲法抵触の問題はさておいて一つ御指導をいただきたい。どうですか。

○清瀬國務大臣 そういう御丁寧なお言葉をちょうだいして恐縮でありますけれども、現在の憲法においては長は公選といふことで、公選といふことを人工的ではありませんけれども本質に取入れられておるのです。で、私は憲法尊重論者でございます。今の憲法のもとにおいて議論すれば、知事、町村長の場合には公選といふことが本質に入っております。ところが教育委員の場合には本質に入っておりません。そこで例が適切じゃないのであります。○辻原委員 どうも大臣はときどき御職業柄のくせがたまに出て、われわれしろうとはわからぬような議論をなさるので困ります。私たちは大臣ほどの法律知識を持ち合せておりませんし、また私のみならず一般の国民の中には私よりもさらに法律のわからぬ人があるのであります。そこで平易に御説明を願いたい。片や公選、片一方も公選——ウエートは違ひかも知れませんが、しかしいづれもが公選である、それを土台にして構成せられておるわけであり、運営せられておるわけであり、片一方の場合にはそれをやめたとしてそれはさまたなものであるといひ、片一方の場合にはこれは憲法に規定されて、本質的にその中に公選といふことが食い入っているのだから、これは比較の対象にはならないという議論は、ちよつとわれわれにはわかりません。もう少しその点、かりに——私はかりにという前提を置いておるので、その首長の公選がはずされてもこれは属性である、本質的には変

ない、とこうおっしゃるのでありますか、その点いまだ一度御答弁願いたい。

○清瀬國務大臣 それはわれわれはあくまで日本の現行制度のもとで議論しませんと、歴史とか百科全書とか、あるいは語彙、すなわち字引きとかいう場合のことと益益はありますから、現行制度のもとに論ずる場合には、明らかに憲法で長は公選となつておりますから、公選するといふことが長の概念のうちに入つてしまつてゐるので、だから本質の方になつて、属性じゃありません。今の憲法のもとにおいてはふろしきと重箱が違ひません。しかしながら教育委員会は選挙を本質のうちに入れておりません。すなわち学校の教育は、一般の行政以外の執行機関でやるといったようなことが本質で、選挙するやいなやは、日本の憲法には本質的なものとして入れておりませんから、そこで私はこの区別をするのであつて、例をおとりになるなら別の例でないといふとあやまちを生じます。

○辻原委員 あやまちを生ずるのではなくして、それにはお答えがでないといふふうには私は理解をいたします。まあ逃げられますので、その例は私の方でもこれ以上お尋ねいたしません。しかし最後に大臣の言われた言葉は、私は非常に重大であると思う。というのは、委員会制度の本質と御表現になりまして、本質でつか、本質になりまして、地方行政と別個に教育行政をやるというところが唯一の本質であつて、その他は属性であるといふ御説明が今あつたように思ひます。これは間違ひありませんか。

○清瀬國務大臣 少し間違ひがあら

す。唯一のとは私は申しませんでした。○辻原委員 それではほかの本質があらば言つて下さい。

○清瀬國務大臣 日本、英米同じ系統の法律で教育委員会といつておるの、一般の執行機関とは別意の執行機関として——諮問機関じゃありません。別意の執行機関として同じ公共団体にしよう一つ機関がある。この機関は、主として学校に関する権限を持つこと、中立性を保つこと、その運営が民主的であること等が本質に属する部分であつて、その選定方法は、アメリカでは州によつて違つております。同じ州でも、日本の県に当るカウンティに属する場合と、一番下の町あるいは村、タウン、ダイレクの場合と違つておるのでありますから、選定の方法などは必ずしも教育委員会の本質的なものではない、かように申しておるのでございます。

○辻原委員 重ねてお尋ねいたしましたところ同じ御答弁でありました。私は唯一のとは言わない。それではほかにあるかと申しましたら、別に目新しい本性といふべき、そういう教育委員会の属性を御説明いただけませんでした。従つて大臣が考へておられた現行教育委員会制度の本質といふものは、地方の行政と別個に教育行政といふものを存在せしめること、それから中立性といふ問題が付加されました。これも確かにその点はそうでありました。それが本性であつて、公選という問題はこれは属性であるといふ御説明でありました。そこで、果してそういうことが現行の教育委員会制度を作つたときの趣旨であり、そういうことが

国会において論議せられたときの趣旨であつたかといふことをいま一度回想してみなければならぬと思ひます。これは大臣もよく御研究なさつておられると思ひますが、昭和二十三年の六月十四日でありましたか、この法律が衆議院に提出された当時、政府が提案をいたしましたときに、これはそう長くもない提案理由であつたように私も速記を見ましたが、その中にはただいま大臣の申されたような意味合いのことはございせん。この間高津委員の質問にあなたが答えられました。前任者なり、前にはどういふふうにか考へておつたかわかぬけれども、わしはそう思ふのだといふような御答弁がありましたが、それは、しかし現行の制度といふものは、当時立案をされ、その趣旨を述べられた提案理由の中に盛り込まれておるのであつて、それを継承するのが正しいのである。得手勝手にだれが主観に基いて解釈するといふことは大きな誤りであつて、得手勝手に後日になつてからそうではなかつたのだといふことでは法律そのものの存在価値といふものが薄れるではありませんか。法律はだれが解釈しようとも、立案の趣旨といふものは明確に、かりに反対の立場であらうとも明確にしておくのが、法律が法律たるゆゑんである。それを勝手に後日解釈を変えられなどといふことはもつてのほかであります。そこでそれを讀まれたならばわかるように、明らかに、この教育委員会を制定するについては、直接住民の意思を反映して直接住民に對して責任を持つて行へるために公選制といふものをとつたんだ。このことが提案理由並びに質疑応答の中で明確に

なっております。そうではないとおっしゃるのであります。

○清瀬國務大臣 當時のことを一言葉をもって言うことは事に益なしと思ひます。この案を提出した政府——私の意見を今質問して下さるからこれに答えておるのです。しかしながら、その当時の國務大臣森戸君も私と同じような考えを持っておられるのです。こういうことを言うております。「最後に、教育の本質的使命と、従つてその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自主性を保つような制度的保障を必要とします。教育委員会は、原則として、都道府県、または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのであります。直接國民にのみ責任を負つて行われるべき教育の使命を保障する制度」これが本質を言うておるのです。私が今本質だと言つたことを當時の國務大臣はよく言つておられます。しかしこのたびは選任方法は一般公選制といひますというところが、その前段に書いてあるのです。すなわちこの案では公選制になっておるけれども、本質は私の言つたようなことだと森戸君は言つておるのです。

○辻原委員 あなたが今末尾に提案理由として讀まれたように、その提案理由の中に明瞭に出ておるうちに、しばしば繰り返されることとありますが、基本法にいう第十條の直接に住民に責任を負つてやるといふことと、それから前段にある不当な支配に屈しない、そのことを制度的に保障する一つの現われとして、これが公選の制度と直接にといふことの解釈——私は時間がある

りませんので、當時の文部時報なんかひっくり返して出しませんけれども、それをあくまでも強弁されるならば、次の機会に文部時報をもつて、當時辻田政府委員ないしは文部省の係官の方が国会においてこの法律の立案の趣旨、内容を具体的に説明された中に、そういう意味合いのことがしばしば力説されておるのである、それを申し上げ、この立案の精神といふものは、制度的保障といふものは、公選であつても任命であつても直接住民に対して責任を持つものなどというふうな解釈に立つておつた、こういうふうな言ひ得るかどうか、そのことを一つ今御答弁を願ひたいと思ひます。それから事務局当局はどうか、その点について伺ひたい。

○清瀬國務大臣 この問題も前にすでに出しておる問題でございます。教育基本法の第十條には、國民全体に対して責任を負ふとあります。國民全体に対して責任を負ふことは、直接公選でなければならぬといふ意味じゃないと私は解しておるのです。何となれば、十條の二項は、「教育は、」というサブジェクトです。「教育は、不当な支配に服することなく、國民全体に対して直接に責任を負つて」教育をするのはだれかと云へば、おもに教員であります。間接に教育に關係する者にはいろいろあります。けれども教員を含めてここで言うておるのに相違ないのです。しかるに教員に直接公選制をとつた例は私はないのじゃないかと思ひます。教員はみな任命制です。任命される教員がやるのが國民全体に対して直接に責任を負ふといふのでありますから、このサブジェクトと相應じて考えますと、全

體に対して責任を負ふといふことは公選せよといふ意味でないと思ひます。世界中に小学校、中学校の教員を直接公選するところがあります。あれば教員に選んでいただく。しかのみなならずこの規則は憲法第十五條の二項と同様の規則であります。公務員は國民に対して直接の責任を負ふといふのです。公務員のうちで直接公選でない人はたくさんあります。ここにおられる公務員がそうです。政府委員も公務員です。だけれども直接選挙じゃないので、直接國民に対して責任を負ふといふ句は、直接選挙せよといふ句でないことは、法律的に実に火を見るよりも明らかだ、こう思つておるのです。

○辻原委員 ちやうどちやうな議論もそこまでおやりなさると大したものです。私は同じような、大臣が例にお上りになつた森戸さんの提案理由をこう聞いておるのです。しかしこの議論は、あくまでも白ではない、黒だと言ふお方に、それは白だ、こう申し上げても並行線でありませう。しかしここには良識を持つておられる多数の同僚議員もおられますので、あえて申し上げておきたいと思ひますが、今あなたが指摘された一つは、基本法の十條の前段は何も教育委員会とは書いてない。だからこれは教育について言つてゐるのだ。しかし教員は現在公選制をとつていない。教育の中に教員も存在いたします。現場の教育実践もあります。また教育行政もあります。それらが両々相俟つて教育をかくのごとくしたいといふのが、基本法の考え方でありませう。だからその中に、ここに教育と書いてあるから委員会が含まれないといふことは論理上あり得ないですよ。

○清瀬國務大臣 含まれないと言つてゐるのではないのです。

○辻原委員 そういふことを言つてゐる、それに類似するようなことを言つておる。

○清瀬國務大臣 いや、言わぬ。

○辻原委員 それはよろしい、近ごろはすぐ取り消されるくせがありますので、それはよろしいけれども、これは教育基本法の精神を、十條にうたわれてゐることをそのまま提案理由の中に抜いてこられて、そうしてかかる意味において教育委員会法を提案いたしまし、こう政府は答弁しておると言つておるのであります。もう一回私は違つた角度で讀み上げてみます。「最後に、教育の本質的使命と、従つてその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自主性を保つような制度的保障を必要とします。教育委員会は、原則として、都道府県、または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのであります。直接國民にのみ責任を負つて行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することによつておりました。」こう言つてあるのです。何も現場の先生を公選にしよといふことは言つてない。ここでは教育行政をどうあらしめるか、そのためにはかくかくの使命を持つてゐるので、それを十分保障するに足る制度たらしめなければならぬと云つておる。先ほどあなたは基本法を讀まれた際にも重要な一カ所を抜かしておる。あした私は速記録を見てみまはす。あなたは十條をこう讀まれておる。教育は、不当な支配に服することなく、國民に対して責任を持つて行わ

れなければならぬ、忘れたのか知つてか知らぬか知りませんが、最も重要な直接といふ言葉を抜かれた。ではお伺ひしますが、直接責任を負ふといふ、それを保障するに足る制度といふことはどういふことでありますか。

○清瀬國務大臣 直接國民に対して責任を負つて行われるべき教育行政の保障制度といふものは、どういふような形のものをおあなたは考えられるのですか。任命制ですとお答えになれば、そういうことでは私は聞きません。

○清瀬國務大臣 そのことについて、は、ここに教育基本法の委員会の速記録がありますからそれでお答えいたします。

そのときに辻田政府委員の答えておるのには、「次の「國民全体に対して直接に責任を負つて行われるべきものである」と申しますのは、さればとて、教育者が単なる独善に陥つて、勝手なことをしていいといふことではないのであります。直接に責任を負つておるといふ自覚が、教育者自身に國民全体に対して直接に責任を負つておるといふ自覚が、教育は実施されなければならぬといふことを徹底いたしました。また、まず教育行政上において教育自体のあるべき姿をうたつたわけでありませう。これが當時のテキストでございます。私もさうに考へております。

○辻原委員 それは何もこの制度の中に公選とそれから直接國民に責任を負うといふこととの関連を否定する説明じゃないでございせんか。教員それ自身が直接責任を持つてやらなければならぬ、そういう自覚でやらなければならぬといふことを精神訓話的に述べられたにすぎません。直接國民に対して責任を負うといふ、われわれが考

だとお述べになられました。その点はどうか。御確認になりますか。その点はどうか。

○清瀬國壽大臣　確認いたします。

○野原委員　そういたしますと、教育行政は地方住民の意思で行われなければならないという、その地方住民の意思というものは公正なる民意、地方の実情に即した教育行政を行うため公正なる民意によって、その機関が作られるというものが現在の教育委員会法的第一条であります。このことをあなただけ確認されておられる以上、地方住民の意思というものは何と云っても選挙に

ることはできないと思う。ある特定の町村長がこの者という候補者をあげてその町村議会の承認を得て教育委員が決定される、その場合に、地方議会は公選議会であるから地方住民の意思とあなたが決してこれが矛盾するものではない、こういう御説明を再三されておりますけれども、しかし矛盾する場合もあり得るわけです。一べん選挙をやらしてみなさい。どういう結果になるか。そういうところに疑問がありますから、教育委員会法の第一条を確認されて、この精神の上で地方教育行政を組織し運営して、いこうという場合には、当然公正なる民意——公正なる民意とは公選に訴える以外にないじゃないやしませんか。それを一体どう御答弁になりますか。それが最も地方住民の意思の最終的な判断とお考えになりますか。

○清瀬國務大臣 ここに書いてあります通り、「公正なる民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、地方の実情に即した教育行政を行うためには直接選挙も一つの方法です。それからまた直接選挙で出た人が相談してきめるのもまた一つであります。実状に即するということも意味してみますと、現代の社会を見れば、あの方のいいのじゃないかとわれわれは判断をしておるのであります。

○野原委員 辻原君の質問があるからもうこれで終わりますが、現状は大臣御承知のように、わが国の地方議会というものは保守党が絶対的に圧倒的に中央の国会以上に強いわけです。多数なんです。首長が候補者をあげて、その地方議会の承認を得るわけでございますが、

すが、地方議会の構成というものは、今日保守党である自由民主党が多数を占めておる。そういうことになりますと、地方議会の承認を求めるといふことは、自由民主党にとって都合のよい教育委員さんを選出することになるというわけです。これは私、皮肉で言っておるわけじゃない、現実その通りであります。だから私はここで申し上げたいことは、公選にしたらいいのでしよう。いかがですか。教育行政にあなただけに御都合の悪い人間が出てきて困るのじゃないか、公選にしたらどうですか。私はこれを認可制にしたのは明らかに党利党略的な考え方だと思ふ。(ソニー・ソニー)じゃない。どんなでもない。公選にしたらこわいならこわいとなぜ言わない。国民はこれを指摘している。この点をいま一度十分再検討されんことを望みます。

○清瀬國務大臣 私は今保守党の教育委員が大部分であるかどうかはここで断言はいたしませんけれども、直接公選をこわいとは思っておりません。どこの選挙をやりましたも、ただいまの状態においては、投票の数は私の方が多いいです。しかしながらこの氣勢に乗じて教育委員会を保守党で独占いたしますことは忌むべきことだと思っております。独占しようと思えばできぬこともないでございましょうけれども、教育は大切でありますから、それよりも、独占の力はあつても、教育委員会によつて二人以上は取らないように抑制してやつて、あなたの方からも出てもらい、中立の方も出、そして教育委員会の中正を保つというのであつて、教育委員の選挙をやつたらいつても負けるからこわいというふうな、そんな卑怯な考えは一つも持つておりません。

○野原委員 そういう答弁をするなら、私はもう一べん立ちますが、地方議会は教育委員を選免することもできるのです。今度の場合は地方議会が承認をした教育委員でございまして、その地方議会の意にそぐわない教育委員が出て、その言動がどうしても多数を占めているその地方議会の人々の意にそぐわない場合には、これを罷免することもできるわけです。そうなるに、選ばれた教育委員というものは、ことに戦々兢兢として教育のために十分なる活動することができなくなつて、もつとはつきり言えば、今度の任命制の教育委員というものは、その地方議会の多数を占める党派のテーパー・レコーダーになる。何といつても、教育委員会を特別に置く必要はないのですよ、こういう考えでいけば……。そこまで徹底しなければ、あなたの言うことは矛盾なんだ。そういうことになるのだから、よく考えてみて下さい。多数を占めておるその地方議会が、あいつはけしからぬ、やめさせようじゃないかと、いつでもやめさせられ少教派から出るところの教育委員というものの言動は制約されます。ほんとうに教育のために本来の事務管理をしようという教育委員が、その職責を遂行することができない。ここに本質的な問題があるのです。よろしゅうございませうか。いかがですか、これはもう一べんあなたのこの点の所見を承わりたい。

○清瀬國務大臣 今のお話のうちの質問のポイントをちょっと取りかねましたけれども、前に申しました通り、私の方は教育委員を直接選挙にしたらどうでも負けるだらうなんという卑怯な考えでこの案を出したのじゃございせん。教育がとうとういから、中立がとうとういからこれを出したのでございませう。こんなことを言つたら、ちよつと我慢のようですけれども、今の民主自由党の考えでは、どの村へ行つても勝つ自信があります。けれどもその勝ちおうせた結果はどうなるかという、社会的な気分を持つておられる父兄は、いやな感じをされるだらうと思ふのです。やはりこれは中正な方がよろしい。罷免のことは自由自在に罷免ができるとおっしゃつたけれども、そうじゃございませう。これはいづれ逐条のときやります、第七條には、委員が心身の故障のために職務の遂行に堪えないと認められる場合は職務の遂行に阻害を及ぼす他委員たるに適しない非行があると認める場合、こういう場合にするとあらう、それなきにやります。これは行政訴訟も起るものであります。そんなむやみな、その権能を用いて、きらいな委員をすぐにやめさせなうという乱暴なことは決して考えておりません。公平無私、中正、ただ教育にのみ奉仕しようということが、この本案の趣意でございませう。

○野原委員 重要だ、大臣。どの村へ行つても、あなたの党は勝つ自信があると言つたのだが、これは大へんな失言じゃないか。どの村に行つても勝つ自信があると言つたが、きのう、おととい開票になつた鳥取県の参議院議員の開票の結果は、負けたのですよ。選挙で負けている。現実にとどの村に行つても勝つておりますか。私は社会党であります、ここに代議士に出て来ておる。あなたの党派の諸君は落選してしまつた。私の選挙区からは自由民主党はかろうじて一人、革新派が三名出て来ておる。負けておるのですよ。そういう暴言は、一つお慎しみ願ひたい。私はただいまの文部大臣の失言の取り消しを要求する。応ずるか応じないか。失言の取り消しを要求する。

○清瀬國務大臣 そういうふうに聞えましたら、これは取り消します。

○野原委員 これはとんでもない。こういうふうな暴言をあなたが吐かれるなら、私も審議はできないですよ。そういうふうな聞えたらとはどういふわけです。そういうふうな聞えたらじゃない、そういうふうにあなただけに言つたんだ。だからあなたは率直にたゞいまのことは言い過ぎだつたとお取り消しになるかどうか。そういうふうな聞えたらというふうな、人をばかにしたような言葉はやめてもらいたい。

○清瀬國務大臣 あなたのおっしゃる通り、ただいまのことは言い過ぎでございますから、率直に全部取り消します。

○野原委員 取り消しましたので、それ以上のことは申し上げませんが、しばしばの委員会において取り消されるのは御勝手ではございませうけれども、しかし事実上は厳然として残るわけでありませう。従来とかく選挙等について少し政教意識を大臣として発揮し過ぎておるうらみがありますから、これは私も今後そういうことを文教委員会において発言なさることを慎んでいただくように、一つ警告を申し上げておきます。

ます。要らざる不測の事態は、しばしば大臣の答弁から起ります。

そこで今公選の問題で、野原委員の関連質問に対して、あくまでもあなたは自衛自衛なさっておるのであります。任命というのがまことに中正であつて、最も民意を反映するものであつて、これにまさる何ものもないと、実に自衛自衛をなさっておられるのであります。私はこの問題については本日よりもむしろ他日もう少し掘り下げて大臣と応酬検討いたした方がよろしかろうと思ひますので、深くは触れません。

そこで先ほどの私の質問に引き戻して申し上げておきたいのであります。山本委員が結婚の例を出されておりました。この比喩はまことに適切であるという表現をとられたのであります。が、まことに山本先生には私は申しわけないのでありますけれども、決して私はその比喩が適切であるとは考えません。人間性に基づいた、人間同士の信頼感によって結ばれる結婚の問題と、集団生活をする社会の中において、これをよりよく持つていくという制度の問題とは、私は本質的に違ひがあるのではないかと、この点から、その比喩が似ているようにだけども非なるものであると言わざるを得ません。従つてそのことをまことにりつぱな比喩であると申された大臣の御見解を、いささか私は伺いたくするのでございます。そういうことの議論を私はするつもりはありませんけれども、もしかりにその議論を肯定なさつて、どんなふうなようなものか、考え方、論理の発展の仕方、いささかならば、世の中における制度というものの成り立ちは何にも要らぬ。どういふことで

やつてもよろしい。極言すれば、別に参議院も公選でやらぬでいいじゃないか。昔は勸選であつたのだから、勸選だつて一向差しつかえないじゃないか。出てしまえば議員パツジには変りないのだから……。それをさらに発展させれば、衆議院だつてそうじゃないか。何もむずかしい選挙というふうなことであくせくして出てこなくても、だれかが任命すればいいではないか。総理大臣が何かを二人選挙して、そしてそれから任命されれば、同じようにパツジをつけさせれば変りないのだから、別に大した相違はないじゃないか。極言すればそういうことに私はなつていくと思ひます。しかし私はし制度というものはそういうものでないところに、われわれがけんけんがくがく知能をばつて、将来よりよいものを作らんがために、その成り立ちといふものを十分吟味して、そしていかなる成り立ちにおいてこれができ上つたものかといふことを、それに關与し、それにあずかるもの、またその影響を受けるもの、すべてに周知徹底させて運用しようといふのが、これが制度であります。なにかんずく教育などといふものは、これはいわば物質に対する精神的方面をあずかるもので、いわく言いがたじといふ言葉があります。が、とらまえてみようと思ひしても、なかなかこれはとらまへがたいものである。ですからあくまでも理詰めに、あくまでもそういうような理論的な筋を通して、教育というものが行われなければならぬし、また存在しなければならぬのであります。そういう意味合いにおいて、私はこの教育委員会制度といふものが作られた趣意は、直接

住民の意思を反映するために、率直に公選という制度をとられたのだ。このことは疑うべくもない事実であるのであります。私が例にとりました基本法十条の問題を、大臣は前段を二項、一項、二項を讀みかえられました。一項には教育とあり、二項には教育行政とあるから、前者には教育行政のことを言つておるのではなからう。二項がそのうだ。私は二項についてもいろいろお伺ひしたい点がありますが、そういう分け方をこの法律はしておるのではないと思ひます。教育という言葉によつて、先ほど申しました教育実践も教育行政も含んでおるが、なにかんずく第二項においては、特に教育行政についてさらにその方向を示されておる。こういう立案の趣意であらうと私は思ふ。

そういうことを今あなたが得手勝手に分析されることは、はなはだもつて迷惑でございます。しかし一歩譲りまして、そのことを問題にいたした。今さつき野原委員が指摘をいたしました。現行法の第一条の精神といふものは、明らかにこのことを受け継いできておるのであります。これは先般大臣も当委員会においてお認めになりました。基本法の第十条に書かれておるから委員会法には要らぬのだ、しかしその精神は十分受け継いでおります。こう申された。これは速記録に残つております。そういういたしますと、野原委員も指摘いたしましたように、この教育委員会法のもつて言わしむれば、厳然として存在しておるものであります。それは確認いたしますと今も申しました。その読み方に――私はいささか先ほどの御説明がおかしかったので、いま一度

お尋ねをいたしたのであります。あなたはこの第一条を、地方の実情に即した教育行政を行うために教育委員会を設けたのだ、確かにそれは書いております。だからそれは必ずしも公選ということではなしに、地方の実情に即して、実情が任命がいいということであれば任命でやつてもいい、こういう御説明であつたように思ふ。しかしその前に書いてある公正な民意により、基本法の直接に責任を負つて行われるべきであるという、そういう自覚のもとに公正な民意によつて委員会といふものを設ける、文法から申しまして、その間にはさまつてゐる地方の実情といふのは、その次に位する制約条件であると思ふ。だからこの根本的な考え方は、公正な民意により、ということが中心であります。それをいかに解釈するかといふことが、これが議論の分岐点である。しかしあなたはそうお取りにならないので、地方の実情といふことを書いてあるから任命制でも差しつかえない、任命制の方がいい、こういうふうな御説明になつたのであります。その点でいささか私と見解を異にいたします。いかがでありますか、公正な民意によつて教育委員会を作らなければならぬ。ということ、は、自然に委員といふものは公正な民意によつて生まれた公選委員というものを、ここにこの法律は待望してゐるものであります。期待してゐるのであります。それをしるべきだと思いますかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この案のように直接選挙によつてできました長が直接選挙によつて選ばれた議会の同意を得て委員を任命するということは、やはり公正な民意によつて、地方の実情により教育委員会を運営するということにはちつとも差しつかえない、その方が一そう公正なる民意を發揮するゆゑなりとして、この案はできておるのであります。

○辻原委員 大臣は少し私の質問を先走つてお取りなすつていらつしやるのじゃないかと思ひます。今大臣が提案された趣意、その理由を伺つてゐるのではありません。純粹に現行の教育委員会制度が作られ、しかもこの法律に書かれておる条文に照らして一体どうかと承わつてゐる。個々の条文にうたわれておる公正な民意といふものはすなわち現行の公選といふことではあります。ま、一度御答弁願ひたい。

○清瀬國務大臣 現行の教育委員会法第一条には、必ずしも公選のみといふ意味は入つておらぬと思ひます。公選も一つ、また今回のような法案も一つであります。

○辻原委員 それでは現行の委員会制度の中で公選をとつておる趣意といふものは、どういふ考え方からとられたとあなたは理解されておりますか。

○清瀬國務大臣 この法案を作る時分には公選がいいと立案者も考え、またこの国会もさうに考へて可決したのもと思ひます。しかしながらその後の情勢によつて、やはり今回の方がよろしいとわれわれは考へた。法律といふものは一たんこしらへたら万世不易といふわけにいきません。そのときの要求によつて生々發展、一歩々々先へ進むのが法律であります。前にこしらへたときにこう書いたからといって、そ

れを守るといふのは弊にウルシする
というものであります。

○辻原委員 やはり先走つて御答弁に
なつておられます。そうじゃなしに公
選というものを採用した。そのことの
意味合いは、この法律の公正な民意あ
るいは直接選挙をもつて行ふという、
この趣旨から生まれたということとはま
ぎれもない事実だということ先ほど
から私は指摘しているであります。
そうでなかつたというならば——私は
それ以上追及はいたしません。最後に
これを確認しておきたいと思ひます。
○清瀬国務大臣 この法律の立案者、
またこれに賛成された方は公選が当時
いいとお考へになつたらうと思ひ
ます。

○辻原委員 その当時作られた人は公
選がいいと考へた、それではこれは答
弁にならないのでありまして、この法
律を作つたときに公選という制度を
その中にとり入れた、第一条の目的に
従つて、公選というものが完全に結び
ついて生まれておるのであります。だ
から法律ができて、しかる後に制度は
この考へ方から、それぞれの条項から
どうしたらいいかというふうに後日制
度というものが作られるものじゃなし
に、法律によつて制度というものが定
まつたのであります。すでにそのときに
この第一条の直接選挙を持つというこ
と、この考へ方が公選であるという趣
旨を明確にして制定されたものであり
ます。そうなんです。これは大臣、そ
れをもなおさう、ただその場合に任命
もあり、公選もあつたが、公選の方が
少しいいというので作つたんだ、こう
いう程度にしかあなたはお考へになつ
ていないのでありますか。

○清瀬国務大臣 今の少しという言葉
はちよつと余分でありますが、当時
の立案者はこの第一条の目的を達し、
また四条の権限を行ひ、その他当時
考へられた教育委員会の目的のために
は、直接公選がいいと当時はお考へに
なつたに相違なからうと思ひます。

○辻原委員 これは大臣のお考へ方は
当時の立案の趣旨を故意に曲げて答弁
をせられておるように思ひますし、こ
れ以上申し上げても、そういうような
お考への方を相手にしてわれわれは論
議もむだであります。しかし公選がい
いか任命制が果してどういふ結果を招
くかの具体的な問題は、本日は時間が
ありませんので私は次会に一つ、今ま
での大臣の御答弁を素材にいたしまし
て、この点については相当論議を重ね
たいと思ひます。きょうは時間も非常
に経過をいたしましたので、残余の質
問を留保いたしまして私の質問を終り
ます。

○佐藤委員長 本日の質疑はこの程度
といたします。明日は午前十時より文
教委員会公聴会を開催いたしますの
で、定刻に全員御出席をお願いします。
これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

昭和三十一年四月十一日印刷

昭和三十一年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局